

防災集団移転住宅団地内空き区画一般募集要項

1 趣旨

市では、災害危険区域内で被災された方々の住宅再建のため、防災集団移転促進事業による住宅団地の整備を進めてきましたが、被災者の家庭環境の変化等により、いくつかの住宅団地で空き区画が生じています。

これまで、被災された方々を対象に追加公募を行ってきましたが、空き区画が解消されないことから、被災の有無を問わず一般の方も対象に加えて募集を行い、空き区画の譲渡等を実施することとしました。

この募集要項は、申込受付や譲渡等の決定方法などについて定めるものです。

2 対象となる防集団地内宅地（以下「宅地」という。）

No.	地区名	地番	面積	譲渡価格
1	小河原地区	末崎町字平林 52 番 29	330.71 m ²	5,390,573 円
2	神坂地区	末崎町字神坂 50 番 6	325.34 m ²	3,643,808 円
3	中赤崎地区 (その 1)	赤崎町字大洞 37 番地 47	197.96 m ²	2,712,052 円
4	中赤崎地区 (その 6)	赤崎町字山口 59 番 21	331.01 m ²	4,799,645 円
5	永浜地区	赤崎町字大立 5 番 18	330.22 m ²	4,292,860 円
6	永浜地区	赤崎町字山口 137 番 35 ほか	330.58 m ²	4,297,540 円
7	永浜地区	赤崎町字山口 137 番 37 ほか	330.20 m ²	4,358,640 円
8	崎浜地区	三陸町越喜来字仲崎浜 102 番 9	330.03 m ²	2,508,228 円
9	崎浜地区	三陸町越喜来字仲崎浜 102 番 19	329.69 m ²	2,406,737 円

※ 譲渡価格は現時点の参考価格であり、見直し等により変動する場合があります。

3 募集対象者

被災者及び市内在住の個人

4 申込み資格

以下の要件をすべて満たしている方

- ① 本人または家族が居住する目的で戸建住宅を建設する計画のある方
- ② 不動産の売買契約などについて、法令上の制限を受けていない方
- ③ 破産者でない方
- ④ 納付すべき市税などを滞納していない方（居住予定者全員を含む）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に該当しない方

※ 複数の宅地に申し込むことはできません。

※ 戸建住宅建設を目的とした分譲であり、アパート等の集合住宅、倉庫、駐車場、

作業場等の建築を目的とした申込みはできません。

5 宅地の利用条件

- (1) 本人または家族の居住用戸建住宅敷地として使用すること。
- (2) 一般募集申込結果に関する通知受領後3ヶ月以内に、宅地売買等契約に関する手続き等を行うこと。
- (3) 宅地売買等契約締結日から起算して、1年以内に住宅建築に着手すること。
- (4) 引渡し日から起算して10年以内は、相続による場合を除き、宅地の所有権を譲渡または貸与しないこと。

6 申込みに必要な書類

- (1) 防災集団移転住宅団地 一般募集申込書
 - (2) 罹災証明書（被災者の場合）
 - (3) 戸籍謄本等の写し（申込者と入居世帯が異なる場合）
- ※ 上記以外にも必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

7 申込(募集)期間等

- (1) 申込(募集)期間 令和2年1月15日から令和2年2月14日(土日祝を除く平日)
午前9時から午後5時まで
- (2) 申込(受付)場所 市役所本庁舎3階 災害復興局復興政策課

8 契約予定者の決定方法

- (1) 申込み資格等を審査のうえ、募集期間終了後に決定します。契約予定者、落選者ともに文書により通知します。
- (2) 募集期間中、一つの宅地に複数の申込があった場合は、募集対象者の上位順位の方を優先とし、同順位の場合は抽選を行います。重複がない場合は、抽選は行わず宅地を決定します。
- (3) 同一宅地に複数の申込があった場合の優先順位は次のとおりとします。
 - ① 第一順位 市内の防災集団移転促進事業対象者（従来の公募対象者）
 - ② 第二順位 募集対象地区内で被災し、東日本大震災による罹災証明の交付を受けた世帯
 - ③ 第三順位 東日本大震災による罹災証明の交付を受けている世帯
 - ④ 第四順位 市内に住む婚姻後5年以内の世帯、18歳未満の子がいる世帯、大船渡市営住宅条例第9条第5項に規定する者
 - ⑤ 第五順位 上記以外の市内に居住している個人

9 権利の喪失

契約予定者となった者が正当な理由なく宅地売買等契約を締結しないときは、契約予

定者としての権利を失うこととなります。

10 その他

- (1) 契約予定者決定後に譲渡等の手続きを行い、空き区画の処分について国の承認を得てから譲渡等の決定、契約締結となりますので、ご了承願います。
- (2) この要項に定めるもののほか、防災集団移転住宅団地の譲渡等については、関連する条例、規則及び契約条項等を遵守すること。
- (3) 申し込みにあたっては、「防災集団移転住宅団地 一般募集申し込みにあたっての注意事項」、「契約手続き説明書」の内容もご確認ください。
- (4) 募集期間を過ぎても応募がない場合、または空き区画が解消されない場合は常時募集とし、被災者、一般を問わず先着順で受け付けすることとします。